令和6年度決算 統一的な基準による財務書類



滋賀県野洲市

目次

● 財務	書類の作成にあたって	
1.	新地方公会計制度導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	財務書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
● 野洲市	市(一般会計等)の財務書類4表	
1.	貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.	行政コスト計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.	純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.	資金収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
【資料網	扁】	
地方公	公会計による財政指標	
1.	資産形成度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2.	世代間公平性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3.	持続可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4.	効率性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5.	自律性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

この資料では、各項目で表示単位未満の数値を四捨五入しています。そのため、説明の中で数値が一致しない 場合や、表中で合計等が一致しない場合があります。

財務書類の作成にあたって

1. 新地方公会計制度導入の背景

地方公共団体では、地方公共団体の資産・負債をより詳しく把握し、適正に管理していくことを目的として、地方公会計制度による財務書類の作成が求められています。

財務書類とは、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の 4表で構成されているもので、総務省が平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュア ル」を公表し、全ての地方自治体に対して、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一 的な基準による財務書類を原則として平成29年度までに作成、公表するように要請したことを受け、本市では平成29年度(平成28年度決算)から統一的な基準を導入しました。

2. 財務書類について

(1) 統一的な基準モデルの特徴

本市で導入している統一的な基準モデルでは、複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を前提とされているほか、団体間の比較可能性を確保できるという特徴があります。

総務省方式改訂モデル	統一的な基準モデル
決算統計データを活用して財務書類を作成	発生の都度又は期末一括で複式仕訳(決算統計 データ活用からの脱却)
固定資産台帳の整備が必ずしも必要ではない	固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設 等のマネジメントにも活用可能
基準モデルや総務省方式改訂モデルのほか、東京 都方式等といった複数の方式が存在	統一的な基準による財務書類等により団体間での 比較可能性を確保

(2) 財務書類の対象範囲

本市では、一般会計等、全体、連結の3種類に区分して財務書類を作成しています。

連結範囲 市全体 -般会計等 ·滋賀県市町村議会議員公務災害 ・国民健康保険事業特別会計 補償等組合 · 後期高齢者医療特別会計 · 守山野洲行政事務組合 · 一般会計 ·介護保険事業特別会計 ·湖南広域行政組合 · 墓地公園事業特別会計 ·工業団地等整備事業特別会計 ・滋賀県市町村職員研修センター · 基幹水利施設管理事業 ・水道事業会計 ·滋賀県後期高齢者医療広域連合 ・下水道事業会計 特別会計 ・野洲市湖岸開発株式会社 ·土地取得特別会計 · 病院事業会計 · 社会福祉法人野洲慈恵会 · 滋賀県市町村職員退職手当組合

※連結ベースでの財務書類4表について

企業会計の連結財務諸表は、支配従属関係にある子会社を含めた企業集団の財政状態や経営成績を総合的に報告する目的で作成され、子会社の判定基準として支配力基準が採用されています。

一方、「新地方公会計制度実務研究会報告書」において示されている地方公共団体の場合は、 地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体に該当するか否かで連結の対 象となるかどうかを判断することとされています。

具体的には、一般会計等とすべての公営事業会計のほか、地方公共団体と関与のもとで密接な 関連を有する業務を行っている地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合、地方三公社および 第三セクター等が連結対象となります。

(3)財務書類4表とは

■ 貸借対照表

公共施設などの市の資産と地方債残高をはじめとする負債との関係を対比して表示することにより、資産とそれを取得するために要した負債の現在高を明らかにするものです。

「資産の部」、「負債の部」および「純資産の部」から構成され、地方公共団体が住民サービスを提供するために保有する財産(「資産の部」)と、その資産をどのような財源(「負債の部」、「純資産の部」)で調達したのかを対照的に示しています。

■ 行政コスト計算書

資産形成につながらない行政サービスの提供状況を説明するもので、コストの側面から1年間に 実施された地方公共団体の活動内容を明らかにするものです。

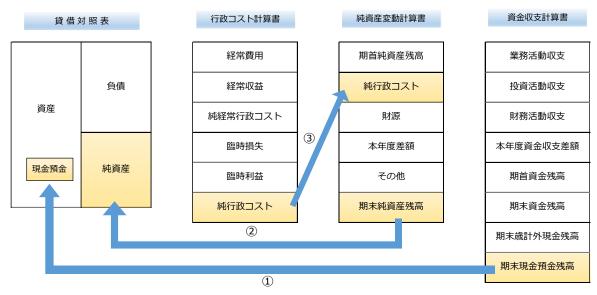
■ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の1年間の動きを示したものです。

■ 資金収支計算書

1年間の資金の動き(収支)のすべてを表したもので、どのように資金を調達し、どのように使ったかの全体像を明らかにするものです。

(4) 財務書類4表の相互関係



- ①貸借対照表の資産のうち「歳計現金」の金額は、資金収支計算書の「期末残高」と対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の「期末残高」と対応します。
- ③行政コスト計算書の「純経常行政コスト」の金額は、経常行政コストと経常収益の差額ですが、これは、 純資産変動計算書の「純経常行政コスト」と対応します。

野洲市(一般会計等)の財務書類4表

1. 貸借対照表

貸借対照表とは、市が現在どれだけの資産を所有し、またその資産がどのような財源で調達されたのかを明らかにしたものです。左側が資産を表し、右側が資産を得るための資金の調達方法(負債と純資産)を表します。また、負債は今後、支払いが必要となる金額で、純資産はこれまでの世代が既に負担してきた金額を表しています。

行政サービスを提供するための公共施設等の固定資 産や将来、行政サービスに使用する現金等の資産

地方債など、将来世代の負担

(単位:百万円)

資産の部					負債の部		
科目	R6年度	R5年度	増減	科目	R6年度	R5年度	増減
(1)固定資産	68,852	68,259	593	(1)固定負債	25,215	26,024	△ 809
(1)有形固定資産	62,811	62,798	13	①地方債	23,719	24,539	△ 820
①事業用資産	49,099	48,887	212	②退職手当引当金	1,221	1,184	37
②インフラ資産	13,607	13,833	△ 226	③その他	275	301	△ 26
③物品	105	78	27	(2)流動負債	2,850	2,829	21
(2)無形固定資産	0	0	0	①1年以内償還予定地方債	2,415	2,342	73
(3)投資その他の資産	6,041	5,461	580	②その他	434	487	△ 53
(2)流動資産	3,147	2,496	651				
①現金預金	790	1,032	△ 242	負債の部合計	28,064	28,854	△ 790
②未収金	51	52	△ 1		純資産の部		
③その他	2,306	1,412	894	純資産の部合計	[∧] 43,934	41,903	2,031
資産の部合計	71,999	70,757	1,242	負債・純資産の部合計	71,999	70,757	1,242

※百万円単位で四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

過去又は現世代の負担(資産形成のために充当 した資源の蓄積又は消費可能な資源の蓄積)

行政サービスなどを提供するために形成してきた「資産」の総額は719億9,900万円で、そのうち 事業用資産(学校、ごみ処理施設、庁舎等)やインフラ資産(道路、公園等)などの有形固定資産が 628億1,100万円と、資産全体の約87%を占めています。令和6年度については、流動資産のその他 の科目が財政調整基金への積立により増加したことが影響し、資産の部合計として12億4,200万円増 加しました。

一方、資産の形成などに充てた財源のうち、これから返済・支出する必要がある「負債」の総額は280億6,400万円で、そのうち地方債が261億3,400万円と負債全体の約93%を占めています。令和6年度については、学校給食センター改修工事や中主小学校新館棟大規模改修事業に係る新規借入といった増加要因はあるものの、償還に伴う地方債残高の減少等により負債の部合計で7億9,000万円減少となりました。

また、これまでの世代が負担してきた金額を表す「純資産」の総額は439億3,400万円となっています。

2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、人件費や公共施設の運営管理、生活保護費の給付など、資産形成を除く当該 年度の行政サービスなどに要したコスト(経常行政コスト)と、使用料などの行政サービスの直接の 対価として得られた収入(経常収益)を明らかにするものです。

(単位:百万円)

科目	R6年度	R5年度	増減
経常費用(経常行政コスト)	21,770	21,480	290
◆人件費	4,581	4,242	339
◆物件費等	6,928	7,256	△ 328
◆その他の業務費用	273	674	△ 401
◆移転費用	9,988	9,308	680
経常収益	1,021	956	65
純経常行政コスト	20,750	20,524	226
臨時損失	0	0	0
臨時利益	26	58	△ 32
純行政コスト	20,723	20,466	257

※百万円単位で四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

人件費や物件費などの業務 費用と補助金や社会保障給 付などの移転費用を発生額 で計上したものです。

使用料や手数料など行政 サービスの対価として得 た収入を計上したもので す。

固定資産の除売却時に発 生する利益や損失など臨 時的な損益を計上してい ます。

経常行政コストの総額は217億7,000万円で、経常収益は10億2,100万円となっています。 純経常行政コストに臨時損益を加減した純行政コストは207億2,300万円で、市税や地方交付税 といった一般財源等で賄わなければならないコストを表します。

純行政コストが令和5年度に比べ増加している主な要因は、低所得者世帯支援給付金給付事業 や定額減税補足給付事業の皆増により移転費用が増加したことに加え、人事院勧告による給与水 準の見直しにより人件費が増加したことがあげられます。

3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表に計上している「純資産」の当該年度における増減について、その種類や要因を明らかにするものです。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が 純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用(純行政コスト)が純資 産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。

(単位:百万円)

科目	R6年度	R5年度	増減
前年度末純資産残高	41,903	40,922	981
純行政コスト	△ 20,723	△ 20,466	△ 257
財源	22,750	21,447	1,303
①税収等	17,113	15,678	1,435
②国県等補助金	5,637	5,768	△ 131
本年度差額	2,027	981	1,046
資産評価差額	0	0	0
無償所管換等	4	0	4
その他	0	0	0
本年度純資産変動額	2,031	981	1,050
本年度末純資産残高	43,934	41,903	2,031

純行政コストの金額に対して、 市税や国県等補助金がどの程度 あるかを見ることにより、受益 者負担以外の財源によりどの程 度賄われているかを把握します。

本年度差額は、発生主義 ベースでの収支均衡が図られ ているかを表します。

- ・プラス…現世代の負担に よって将来世代も利用可能な 資源を蓄積
- ・マイナス…将来世代が利用 可能な資源を現世代が消費し て便益を享受

※百万円単位で四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

令和6年度においては、純資産が20億3,100万円増加した結果、本年度末純資産残高は439億3,400万円となりました。

移転費用の増加や人件費の高騰による純行政コストの増加の影響はあるものの、地方交付税の増加 に加え法人の設備投資による固定資産税の増加等に伴い純資産は増加しています。

4. 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該年度における現金の流れを業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3 つに区分し、どのような活動に資金を必要とし、それをどのように賄ったかを明らかにするものです。

(単位:百万円)

科目	R6年度	R5年度	増減
業務活動収支	3,768	1,906	1,862
①業務支出	19,930	19,803	127
②業務収入	23,699	21,709	1,990
③臨時支出	0	0	0
④臨時収入	0	0	0
投資活動収支	△ 3,253	△ 2,023	△ 1,230
①投資活動支出	4,427	6,380	△ 1,953
②投資活動収入	1,175	4,358	△ 3,183
財務活動収支	△ 748	△ 67	△ 681
①財務活動支出	2,342	2,278	64
②財務活動収入	1,595	2,210	△ 615
本年度資金収支額	△ 232	△ 184	△ 48
前年度末資金残高	941	1,125	△ 184
本年度末資金残高	709	941	△ 232
		200	
前年度末歳計外現金残高	91	93	△ 2
本年度歳計外現金増減額	△ 10	△ 2	△ 8
本年度末歳計外現金残高	81	91	△ 10
本年度末現金預金残高	790	1,032	△ 242

※百万円単位で四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

経常的な活動に関する収支です。

- ・支出…人件費、旅費、需用費、補助金、 扶助費等
- ・収入…税収等、補助金収入、 使用料・手数料、その他の収入

投資的な活動に関する収支です。

- ・支出…公共事業や施設整備等、 基金積立、投資・出資金等
- ・収入…補助金収入、基金取崩、 貸付金回収、資金売却収入

財務的な活動に関する収支です。

- ・支出…地方債償還等
- ・収入…地方債発行等

令和6年度は資金が2億3,200万円減少し、その結果、本年度末資金残高は7億900万円となりました。 内訳を見ると、業務活動収支で37億6,800万円の黒字、投資活動収支で32億5,300万円の赤字、財務 活動収支額で7億4,800万円の赤字となっています。

投資活動収支については、市税の増収及び地方交付税等の増加に伴い基金取り崩し額が減少し、投資活動収入が減少した一方、昨年度に実施した野洲駅南口の土地の所管替等の影響による反動減により投資活動支出においても減少しました。そのため、投資活動収支は前年度と比較し減少しています。

財務活動収支は、地方債の償還・借入金収入に関するものであり、借入金収入よりも償還が多い状況を表しています。

【資料編】

地方公会計による財政指標

1 資産形成度【将来世代に残る資産はどのくらいあるのか】

(1)住民一人当たり資産額

住民一人当たり資産額 = 資産合計 住民人口(年度末現在住民基本台帳人口)

R6	R5	R4	R3
1,426千円	1,397千円	1,385千円	1,343千円

(2) 歳入額対資産比率

当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストック としての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ること ができます。

歳入額対資産比率 = 資産合計 歳入総額(資金収支計算書収入合計)

R6	R5	R4	R3
2.72年	2.50年	2.74年	2.73年

(3)有形固定資產減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することに より、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することがで きます。この比率が高いほど減価償却が進んでいることを意味し、老朽化が進んでいるといえます。

R6	R5	R4	R3
55.4%	53.7%	53.8%	49.4%

2 世代間公平性【将来世代と現役世代との負担の分担は適切か】

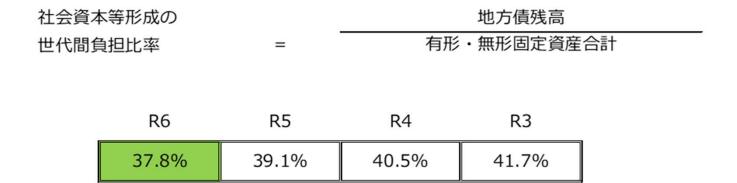
(1)純資産比率

純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば純 資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する と捉えることもできます。そのため、純資産による形成比率を算定するこの比率が高いほど、少な い負債で資産形成を進めてきたことを意味し、将来世代の負担が少ないといえます。

純資産比率		_	純資産		
			資産合計		
	D.C	5.5	5.4		
	R6	R5	R4	R3	
	61.0%	59.2%	58.4%	55.3%	

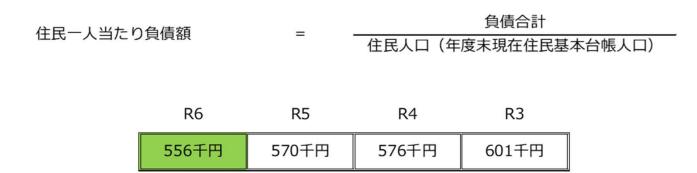
(2) 社会資本等形成の世代間負担比率

社会資本等について、将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当資産の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。



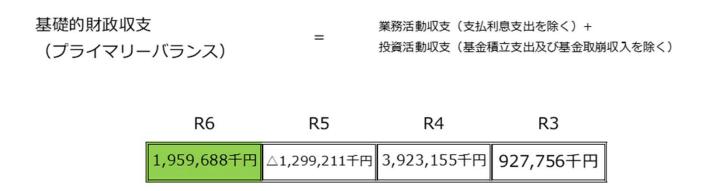
3 持続可能性【財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)】

(1)住民一人当たり負債額



(2) 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

資金収支計算書の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた収入のバランスを示す指標となり、このバランスが均衡している場合には、持続可能な財政運営であるといえるものです。



4 効率性【行政サービスは効率的に提供されているか】

住民一人当たり行政コスト

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民人口で除して算出することにより地方公 共団体の経常的な行政活動の効率性を測定することができます。

5 自律性【受益者負担の水準はどうなっているか】

受益者負担の割合(受益者負担比率)

行政コスト計算書の経常収益は使用料・手数料などの行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

受益者負担の割合		= .	経常収益 経常費用		
	R6	R5	R4	R3	
	4.7%	4.5%	4.7%	4.5%	